

7 消安第 6531 号
令和8年2月12日

農業資材審議会長
小川 久美子 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準
の変更に係る意見の聴取について（諮問）

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、同法第4条
第2項の規定に基づく同条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準（令
和元年農林水産省告示第480号）の変更について、貴審議会の意見を伺う。

(別紙)

令和元年農林水産省告示第 480 号（農薬取締法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部改正について

1 経緯

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）においては、法第 4 条第 1 項第 5 号の「農薬を使用するときは、使用に際し、法第 3 条第 2 項第 4 号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」に該当すると認めるときは、農薬の登録を拒否しなければならないものとされており（法第 4 条第 1 項柱書）、同項第 5 号に該当するかどうかの基準については、農林水産大臣が定めて告示することとされている（同条第 2 項）。

当該基準は令和元年農林水産省告示第 480 号（以下「告示」という。）において定められており、当該告示第 1 号においては、農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなることと規定されているが暴露濃度については規定されていない。

他方、令和 6 年 10 月 24 日に開催した第 17 回農業資材審議会農薬分科会農薬使用者安全評価部会において、土壌くん蒸剤のように気体になって薬効を示し、吸入による暴露が主体となる農薬については、農薬使用者暴露許容濃度及び急性農薬使用者暴露許容濃度を設定することを原則とする方針が決定された。

これまでは暴露濃度を基準とするような案件はなかったところ、土壌くん蒸剤である 1, 3-ジクロロプロペン（別名 D-D）の再評価において、農薬使用者暴露許容濃度及び急性農薬使用者暴露許容濃度を設定することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、「暴露量」に限定した現行の基準を「暴露濃度」も含むことができるようなものに変更する必要がある。よって、当該基準の変更に当たり、農業資材審議会の意見を伺う。

2 改正の方針

令和元年農林水産省告示第 480 号第 1 号において、現行の農薬使用者に対する暴露量に加えて、農薬使用者に対する暴露濃度が農林水産大臣の定める基準に適合しないものとなることも、法第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当するものとする改正を行う。

(参考)

○農林水産省告示第四百八十号

令和元年六月二十八日（最終改正：令和六年四月一日）

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第四条第一項第五号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次のように定める。

当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第五号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

- 一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。
- 二 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の人に対する影響に関する試験成績、家畜（蜜蜂を除く。以下この号において同じ。）に対する影響に関する試験成績その他農林水産大臣が必要と認める資料に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して農薬使用者又は当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けるおそれがあると認められること。
- 三 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜（蜜蜂に限る。以下同じ。）に対する暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量であると認められるものとなること。
- 四 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においても、当該農薬の家畜に対する影響に関する試験成績に基づき、当該農薬に含有する天敵その他の生物に起因して当該家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けることにより、当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められること。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 当該農薬について第一号に規定する基準が定められるまでの間、当該農薬についての同号の規定の適用については、同号中「農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関

する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しない」とあるのは、「当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農薬使用者の健康に著しい影響を与えるおそれがあると認められる」とする。

- 3 当分の間、第二号に規定する試験成績に係る試験のうち一部の実施が困難なものとして農林水産大臣が認める農薬についての同号の規定の適用については、同号中「暴露量が、当該家畜に対する影響に関する試験成績に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある程度の量である」とあるのは、「影響に関する試験成績（当該試験成績に係る試験の実施が困難なものを除く。）に基づき当該家畜の群の維持に支障を及ぼすおそれがある」とする。

(参考) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号) (抄)

(農薬の登録)

第三条 (略)

2 前項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を提出して、これをしなければならない。この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの (以下「特定試験成績」という。) は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験 (以下「基準適合試験」という。) によるものでなければならない。

一～三 (略)

四 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

五～十三 (略)

3～9 (略)

(登録の拒否)

第四条 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。

一～四 (略)

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、前条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六～十一 (略)

2 前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

3 (略)

(農業資材審議会)

第三十九条 農林水産大臣は、第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第三条第一項の登録をしようとするとき (同条第三項に規定する場合を除く。)、第四条第二項 (第三十四条第六項において準用する場合を含む。) の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第七条第七項 (第三十四条第六項において準用する場合を含む。) の規定により変更の登録をしようとするとき (農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。)、第九条第二項若しくは第三項 (これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。) の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第十八条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第三十一条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするとき、又は第三十四条第一項の登録をしようとするとき (同条第六項において準用する第三条第三項に規定する場合を除く。) は、農業資材審議会の意見を聴かななければならない。

2・3 (略)